

玉野市空家等対策計画見直し（概要）

令和 7 年 1 0 月 2 4 日
玉野市建設部都市計画課

今回の（素案）において、現行の対策計画を修正・追記した部分を赤字にしております。

計画見直し内容（目次から）

現行目次	見直し目次	内容
第 1 章 計画の趣旨	第 1 章 計画の趣旨	
1 計画策定に当たって （１）背景 （２）計画の位置付け （３）計画の期間 （４）計画の対象	1 計画策定に当たって （１）背景 （２）計画の位置付け （３）計画の期間 （４）計画の対象	統計調査の内容や見直しについて追記と修正。
2 空家等に関する政策・施策の動向 （１）国の動向 （２）県の動向 （３）関係団体の動向	2 空家等に関する政策・施策の動向 （１）国の動向 （２）県の動向 （３）関係団体の動向	（２）、（３）について新しい情報に更新。
	3 近年の動向	法改正の概要について記載。
第 2 章 空家等の現状と課題	第 2 章 空家等の現状と課題	
	1 これまでの取組状況 （１）空家等の発生抑制 （２）流通・利活用の促進 （３）空家等の適正管理 （４）特定空家等の解消	5 年間の取組状況を記載。
1 空家等の現状 （１）人口・世帯の動向 （２）空家等の状況 （３）空家等の実態	2 空家等の現状 （１）人口・世帯の動向 （２）空家等の状況 （３）空家等の実態	国勢調査(R2)、住宅・土地統計調査(R5)の内容を反映。実態調査(H28)はそのまま。
2 空家等における課題 （１）現状の整理 （２）取り組むべき課題	3 空家等における課題 （１）現状の整理 （２）取り組むべき課題	統計による状況整理を修正。課題の一部を追記修正。
第 3 章 空家等対策における施策	第 3 章 空家等対策における施策	
1 対策の基本方針 （１）空家等の段階に応じた対応 （２）地域特性を活かした利活用の促進 （３）危険な空家等に対する適切	1 対策の基本方針 （１）空家等の段階に応じた対応 （２）地域特性を活かした利活用の促進 （３）危険な空家等に対する適切	基本方針に変更なし。 （４）に「管理活用支援法人」を追記。

な措置 (4) 多様な主体との連携による 推進体制	な措置 (4) 多様な主体との連携による 推進体制	
2 施策と主な取組 (1) 空家等の発生抑制 (2) 流通・利活用の促進 (3) 空家等の適正管理 (4) 特定空家等の解消	2 施策と主な取組 (1) 空家等の発生抑制 (2) 流通・利活用の促進 (3) 空家等の適正管理 (4) 特定空家等の解消	(1) 「住まいのエンディングノート」を追記。 (2) ③子育て支援策との連携を記載。※1 (2) ⑥官民連携について記載。 (3) ③管理不全空家について追記。 (4) ①管理不全空家について追記。 ③所有者不明な場合について記載。 ◇相談対応と措置の流れの図を法改正後の内容に修正。 ◇主な取組の概要の表を現行の内容に修正。
第4章 計画の推進に当たって	第4章 計画の推進に当たって	
1 推進体制の整備 2 相談体制の構築	1 推進体制の整備 2 相談体制の構築 3 成果指標の設定	成果指標 ※2
資料編	資料編	
1 空家等対策の推進に関する特別措置法 (以下省略) ～10	1 空家等対策の推進に関する特別措置法 (以下省略) ～10	法改正などを反映し更新

法改正の概要から、施策への反映について

法改正概要 条項	第 3 章（施策）の項目	反映内容
・空家等活用促進 区域 第 7 条第 3 項		設定対象となる法定区域が市内に存在するか。現状は、区域設定が有効な手段となる課題が浮かび上がっていない。 今後、実態調査実施などを踏まえて次期計画で検証予定とする。
・空家等管理活用 支援法人の指定 第 23 条	1－（４） 多様な主体との連携による 推進体制	「空家等管理活用支援法人の活用を含めて」を加える。 支援法人の指定に係る要綱や審査基準を策定予定。
・管理不全空家 第 13 条	2－（３）－③ 管理不全な空家等の所有者等への 助言・指導 2－（４）－① 特定空家等の判断基準	「管理不全空家等」を加える。 特定空家等と共に、①判断基準～③措置の流れにおいて、今後具体的な施策を行うに従い、次期計画で必要な改訂を行う。
・緊急時の代執行 第 22 条第 11 項	2－（４） 特定空家等の解消 P31「◇特定空家等に対する措置の 流れ」の図	「法に基づく段階的な措置」に含むとし、明記しない。今後具体的な施策を行うに従い、次期計画で必要な改訂を行う。
・財産管理人制度 第 14 条	2－（４）－③ 所有者等が不明な場合の 対応	項目追加。